

## 日本学生支援機構 貸与奨学金大学院予約採用 及び修士課程返還免除内定制度の申請要領 - 2025年度大学院進学予定者向け予約採用 -

日本学生支援機構(JASSO)の貸与奨学金及び修士課程返還免除内定制度を希望する方は、以下の手順により申込みしてください。申込みの際は、申込期間内にインターネット上で申請フォーム及びスカラネットの入力を行い、必要書類を提出する必要があります。

必ず『[奨学金を希望する皆さんへ\(貸与奨学金案内\)](#)』(冊子)及び申請要領(本紙)を確認の上、申請してください。申請が不完全な場合、推薦を受けられません。また、提出先は所属キャンパスにより異なりますのでご注意ください。

### 1. 申込資格等

#### (1) 予約採用

2025年4月又は9月に東京科学大学の大学院修士課程、専門職学位課程、博士課程に入学・進学予定の人(学士課程3年次の方であっても早期卒業予定で、上記の時期に修士課程に進学予定の人も対象です)

※以下の人は申込資格がありません。

- ・過去に JASSO 奨学金の貸与を受けて、返還誓約書未提出、返還延滞中、代位弁済が行われた人
- ・債務整理中の人
- ・外国籍の人 ※在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人は申し込めます。「定住者」、「家族滞在」の人は要件を満たす場合に申し込めます。詳細は、「貸与奨学金案内」7 ページを参照ください。

#### (2) 修士課程(専門職学位課程含む)返還免除内定制度

次のすべてに該当する人

- (1) 予約採用において第一種奨学金又は授業料後払い制度を申請する人
- 学士課程において修学支援新制度を利用している人(\*1)又は修学支援新制度を利用していないが住民税非課税世帯である人(\*2)
  - \*1 本内定制度申請時点及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより奨学生の身分が停止中の人は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得(支給額算定基準額)は基準内(支援区分Ⅰ～Ⅲのいずれか)であるが資産額のみ基準外で停止となっている人は対象です。また、給付奨学金を利用せず、修学支援新制度の授業料減免のみ利用している人は対象です(本学の学生は該当しません)。
  - \*2 学生本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母2名)の所得証明書等(取得可能な最新のもの)により確認します。

※ 予約採用と修士課程返還免除内定制度に申請し、第一種奨学金又は授業料後払い制度の奨学生に採用され、修士課程返還免除内定者に認定された人も、[貸与終了年度](#)に「特に優れた業績による返還免除」に必ず申請する必要があります(申請しない場合、免除内定は取り消されます)。大学院を修了する年度とは限りませんのでご注意ください。

機会を逸すると申請できません。なお、修士課程返還免除内定制度に申請しなかった人や申請したが推薦又は認定されなかった人も、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に申請が可能です。

### 2. 奨学金の種類と貸与月額

奨学金の種類	貸与月額	貸与始期
第一種(無利子)貸与月額	修士:5万円/8万8千円から選択 博士:8万円/12万2千円から選択	2025年4月以降 ※初回振込日は進学後、進学届の提出時期により異なります。
第二種(有利子)貸与月額	5万円/8万円/10万円/ 13万円/15万円から選択	
入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)	10万円/20万円/30万円/ 40万円/50万円から選択	上記奨学金の初回振込時に 1回限り振込み

※ 入学時特別増額貸与奨学金(有利子)は別途、利用するための要件が設けられています。

「貸与奨学金案内」9 ページを参照ください。手続きの詳細は、選考結果通知時にご案内します。

### 3. 授業料後払い制度 ※修士課程・専門職学位課程入学予定者のみ対象です。

大学院修士課程(専門職学位課程含む)の学生を対象として、無利子の奨学金が貸与され、貸与終了後に、本人が所得に応じて返還する制度です。これにより、在学中にまとまった資金を用意する負担が軽減されます。  
 希望者は、あわせて生活費奨学金として月額 2 万円又は 4 万円の貸与を受けることができます。  
 ※本学では当面の間、JASSO から直接、本人(奨学生)に振り込まれる方式のみ対応可能です。  
 ※機関保証制度の利用が必須のため、保証料が発生します。  
 ※第一種奨学金(無利子)との併用はできません。第二種奨学金(有利子)との併用は可能です。  
 ※申込資格・選考基準・貸与期間は、第一種奨学金と同じです。  
 ※第一種奨学金と同様、「特に優れた業績による返還免除制度」の申請が可能です。  
 ※授業料免除を希望する場合、別途、期限内に授業料免除申請を行う必要があります。

◆授業料支援金(無利子)	JASSO から受けられる貸与額は、年額 535,800 円が上限額です。 ※授業料免除されない場合、上限額を超える授業料分(99,600 円)はご自身で用意する必要があります。 ※貸与時は保証料が差し引かれた額が授業料相当額になるよう調整され振り込まれます。 返還総額は、貸与額+保証料となります。
◆生活費奨学金(無利子)	月額 20,000 円又は 40,000 円的生活費が貸与されます(希望者のみ)。 ※生活費奨学金のみ利用することはできません。 ※貸与時に保証料が差し引かれた金額が振り込まれます。

#### ※第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較※

	第一種奨学金	授業料後払い制度
内容	◆貸与月額:50,000 円 又は 88,000 円 [人的保証]:50,000 円×2 年間=1,200,000 円 88,000 円×2 年間=2,112,000 円 [機関保証]:50,000 円-保証料 1,517 円×2 年間 =1,163,592 円 *保証料は目安です 88,000 円-保証料 3,054 円×2 年間 =2,038,704 円 *保証料は目安です ※総額は、授業料後払い制度より多く貸与可能です。	◆授業料相当貸与額:最大年額 535,800 円 ◆生活費奨学金貸与額:20,000 円 又は 40,000 円 [機関保証のみ]授業料相当奨学金 535,800 円×2 年間 =1,071,600 円 ※返還時は保証料+36,042 円 +生活費奨学金 20,000 円-保証料 516 円×2 年間 =467,616 円 (40,000 円-保証料 1,301 円×2 年間=928,776 円 ・授業料相当額+生活費奨学金 *保証料は目安です 20,000 円の場合の貸与総額:1,539,216 円 40,000 円の場合の貸与総額:2,000,376 円
メリット	◆授業料よりも月々の生活費を多く貸与できる ◆人的保証制度(連帯保証人・保証人を選任する)を選択でき、保証料がかからない ◆返還時に定額返還方式(月々一定の金額を返還する)を選択できる	◆授業料を支払うためのまとまった資金を用意する負担が軽減される ◆返還時に、所得や子どもの人数によって返還額が決まるため、所得が低い間や将来子どもが生まれた際に月々の返還額が低くなり余裕をもって返還できる
デメリット	◆在学中の授業料を自身で用意する必要がある ◆返還時に、所得連動返還方式(所得によって返還額が決まる)を選択できるが、子どもの人数は考慮されない	◆機関保証制度の利用が必須のため、保証料が発生する ※授業料支援金は、最大年額 535,800 円が振り込まれるが返還額は、振込額+保証料となる。生活費奨学金は、月額 20,000 円又は 40,000 円から保証料が差し引かれた金額が振り込まれる ◆月々の貸与可能額は第一種奨学金より少額

※ 申請時に第一種奨学金(又は授業料後払い制度)を選択した場合も、進学後、進学届提出時に授業料後払い制度(又は第一種奨学金)への変更が可能です。

※ 年度途中で授業料後払い制度から第一種奨学金(又は第一種奨学金から授業料後払い制度)に変更することはできません。

※ 修士 1 年次に授業料後払い制度を利用し、修士 2 年次は授業料後払い制度を辞退して第一種奨学金を利用する場合、返還は、授業料後払い制度と第一種奨学金の両方を並行して行うことになり、月々の返還額が多くなるため推奨しません。

※ 「特に優れた業績による返還免除制度」の申請は、授業料後払い制度・第一種奨学金それぞれで申請する必要があります。  
 例:修士 1 年次に授業料後払い制度を利用し、修士 2 年次は授業料後払い制度を辞退して第一種奨学金を利用する場合  
 修士 1 年次に授業料後払い制度利用分の「特に優れた業績による返還免除制度」に申請し、修士 2 年次に第一種奨学金利用分の「特に優れた業績による返還免除制度」に申請する必要があります。  
 ※それぞれの貸与期間に挙げた業績をもって選考されます。例の場合、修士 2 年次から貸与を受けた第一種奨学金利用分の「特に優れた業績による返還免除制度」申請時に、修士 1 年次の業績を含めることはできません。

#### 4. 家計基準額

マイナンバーを利用し、申請者本人及び配偶者(配偶者は定職収入がある場合のみ)の2023年1月～12月の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額がJASSOの定める家計基準以下であるか審査されます。

詳細は、「貸与奨学金案内」8、9ページを参照ください。

◆「[進学資金シミュレーション](#)」で試算を行えます(2024年10月上旬公開予定)。

※入力された情報等を基に試算した結果が表示されます。シミュレーション結果と実際の申込結果は異なる場合があります。

#### 5. 「人的保証制度」、「機関保証制度」について

申請時に選択した保証制度は原則、変更できません。

人的保証制度を選択する場合は、連帯保証人(原則、父又は母)、保証人(原則、父母を除く四親等以内で奨学生採用後の手続時に65歳未満の人)を選ぶ必要があります。

機関保証制度を選択する場合は、毎月の奨学金から保証料が引かれるものの、人的保証に比べると採用後の必要な書類手続きがスムーズです。なお、返還方式で所得連動返還方式を選んだ場合は自動的に機関保証の選択となります。

人的保証を希望する場合は、必ず、申請前に連帯保証人及び保証人に以下のメリット・デメリット及び採用後の手続きを説明し、承諾を得てから選択してください。事前に承諾を得られない場合は、人的保証を選択できません(保証人を立てられない場合は、機関保証を選択してください)。

	機関保証制度	人的保証制度
内容	保証機関((公財)日本国際教育支援協会に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度 ※最終的な返還義務は奨学生本人にある	選任条件に合致する連帯保証人と保証人を申請者が選任する制度 ※連帯保証人・保証人に承諾を得たうえで選任する
メリット	◆今後の手続きで必要な添付書類がシンプル 採用後に提出が必要な返還誓約書は、「本人以外の連絡先」に登録する人の署名以外は全て本人の作業で完結する ◆貸与月額を増額する場合に本人の申請のみで完結する ◆「本人以外の連絡先」に登録する人は、JASSOが奨学生本人と連絡が取れない場合に住所や電話番号等の照会を行うが、万が一、奨学生本人が奨学金の返還を延滞した場合でも「本人以外の連絡先」に登録した人に請求が行われるわけではないため、親族等に迷惑がかからない	保証料がかからないため、奨学金を満額貸与できる
デメリット	◆保証料が発生する ※毎月の奨学金から保証料が差し引かれた金額が振り込まれる	◆返還誓約書とあわせて提出する添付書類が多い 採用後の返還誓約書の手続きでは、連帯保証人・保証人の自署、押印や印鑑登録証明書の添付が必要(連帯保証人は収入に関する証明書類も必要) ◆連帯保証人・保証人欄の訂正が発生した場合は、連帯保証人・保証人が訂正し、実印での押印が必要なため、解消に時間を要する場合がある ◆貸与月額を増額する場合に、本人だけでなく、連帯保証人・保証人の署名、押印、印鑑登録証明書が必要 ◆万が一、返還が滞った場合は、連帯保証人・保証人に返還請求が行われる

7. 申込の流れ・申込期間等 (① → ②、③の順にお手続きください。②、③は順不同)	
① 本学 Web フォーム 入力期間	2024年10月1日(火)～10月24日(木)【厳守】 入力後に届く自動返信メール(受付票)を印刷し、他の書類とあわせて提出してください。 <a href="https://www.t2form.titech.ac.jp/sv/277367?lang=ja">https://www.t2form.titech.ac.jp/sv/277367?lang=ja</a> <b>【注意】本申請用と異なるフォームに入力した場合は無効です！</b>
② JASSO スカラネット入力 ※期間外の入力は無効 ※予約採用とあわせて修士返還免除内定制度に申し込む場合、それぞれ入力が必要 ※スカラネット入力には、「マイナンバー提出書」に記載されている「申込ID」と「初期パスワード」が必要	①の手続完了日～2024年10月25日(金)【厳守】 ①の入力完了後に自動返信メールでURL、PW等をお知らせします  ※必ずマイナンバー提出書類郵送前に入力してください ※必ず本学 Web ページ掲載の『 <a href="#">スカラネット入力例</a> 』を確認してください ※③の書類提出を後で行う場合、確認書兼同意書は「提出しました」を選択し、入力を先に進め完了してください
③ 書類受付期間 ※マイナンバー提出書類は、スカラネット入力後、1週間以内に専用封筒で直接郵送してください。 【それぞれの書類の提出先に注意！】	<窓口へ直接提出> ①の手続完了日～2024年10月28日(月) 16:15【厳守】  <郵送による提出> 料金不足無効 ①の手続完了日～2024年10月28日(月)【必着】 ※マイナンバー関係書類以外の大学に提出すべき書類をマイナンバー受付窓口宛ての封筒に同封し郵送した場合、大学に提出すべき書類は改めて用意し、期限内に大学窓口に提出する必要があります。提出物の返却はできません。
<p>※申請期間を過ぎた入力(提出)は一切受け付けられませんのでご注意ください。</p> <p>※郵送の場合、封筒に「JASSO 大学院貸与奨学金 申請書類在中」と朱書きし、差出人名及び学籍番号を明記の上、送付してください。</p> <p>※書類の受付連絡は行っておりません。レターパックライト等、追跡可能な方法で発送してください。書類が届かなかった等の配達事故等については一切の責任を負いかねますのでご了承ください。</p>	

8. 書類提出先	
研究室・指導教員が大岡山又は田町キャンパスの方 ⇒ 大岡山キャンパス(Taki Plaza1階)	〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 TP102 東京科学大学 学生支援課経済支援グループ
研究室・指導教員がすずかけ台キャンパスの方 ⇒ すずかけ台キャンパス(J1棟1階)	〒226-8501 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 J1-1 東京科学大学 学生支援課すずかけ台学生支援グループ

9. 問合せ先
<p>「<a href="#">奨学金事務担当窓口</a>」ページ下部の問い合わせフォームからお尋ねください。</p> <p>奨学金制度や手続きに関する一般的な照会は「<a href="#">JASSO 奨学金相談センター</a>」0570-666-301(平日 9:00～20:00)にお問合せください。</p> <p>※繋がりがづらい場合は「<a href="#">奨学金相談サイト</a>」等もご利用ください。</p> <p>☆「<a href="#">奨学金を希望する皆さんへ(動画)</a>」必要な書類や手続等の説明が動画でご覧いただけます。</p> <p>☆「<a href="#">奨学金貸与・返還シミュレーション</a>」貸与の総額や将来の返還額を試算できます。</p>



## 10. 提出書類

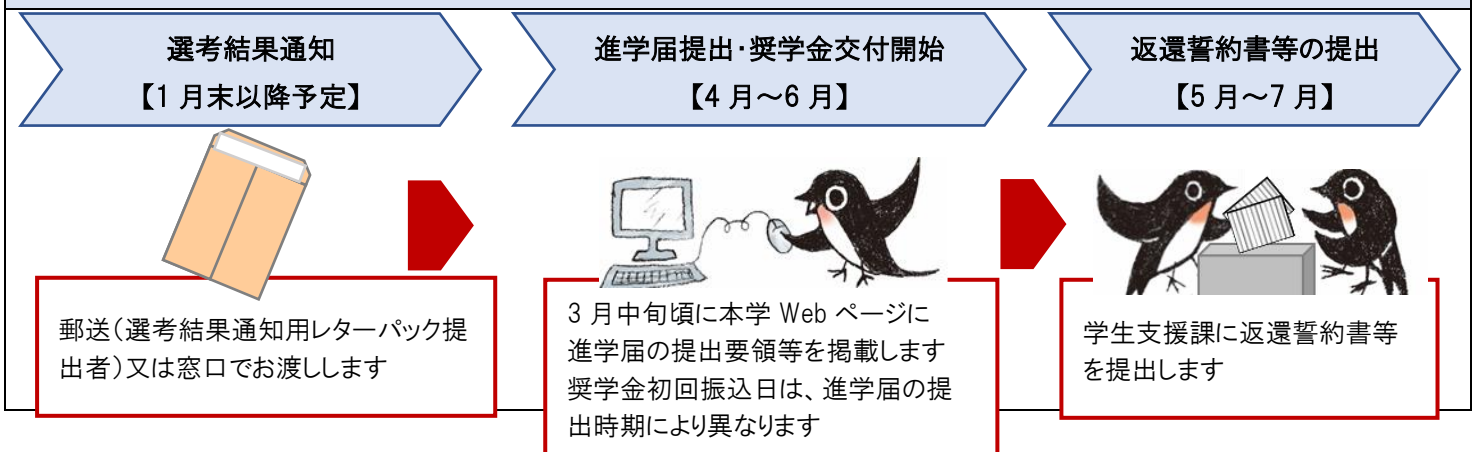
※ 赤字の様式は、本学 Web ページからダウンロード可能です

⇒ [【大学院予約採用 / 修士免除内定】貸与奨学金申請要領・配付様式](#)

全員提出	1	本学 Web フォームからの自動返信メール(受付票)	A4 縦で 1 枚に収まらない場合は A4 長辺綴じの両面印刷してください 予約採用フォーム(本紙項目 7. ①に URL 記載)と異なるもの場合は無効です
	2	<b>確認書兼個人情報取扱に関する同意書</b> ※貸与奨学金案内に挟み込んである様式も使用可	◆3~4 ページ目(記入面と約款)を、A4 長辺綴じの両面印刷で作成してください 記入例など、他のページは提出しないでください ◆住所は現住所を記入してください ◆「課程」欄は修士、専門職又は博士と記載し、「研究科」欄は進学予定の学院を記載してください。右下「入学予定校学校番号」欄は空欄で問題ありません
該当者のみ	3	学業成績証明書 ※コピー可	申請日現在取得可能な最新の成績証明書を 1 部提出してください ※現在の在籍校へ編入した方は、編入前の学校の成績証明書も必要です ※高専専攻科に在籍している方は、本科と専攻科分が必要です ※ <u>修士免除内定制度に申請しない場合は</u> 、科学大(旧東工大)発行の成績証明書は提出を省略できます
	4	(選考結果を郵送での受け取りを希望する人のみ) 選考結果通知用レターパックライト(又はレターパックプラス)  ※窓口で結果を受け取れる人は不要	選考結果通知書類を大学窓口で受け取れない人は、本学から郵送しますのでレターパックライト(又はレターパックプラス)を 1 部提出してください (申請書類提出時に二つ折りにして提出いただいても問題ありません) ◆翌年 1 月末頃に申請者本人が確実に受け取れる宛先を記入して提出してください(印字されているお名前の「様」は削除しないでください) ◆「ご依頼主 From」欄は何も記入せず提出してください ◆品名は「書類」と記入してください ◆ご依頼主様保管用シールは剥がさず、また、封はせず提出してください
	5	◆外国籍の人	・法定特別永住者、永住者、日本人又は永住者の配偶者等、定住者 ➢ 在留カードの両面コピー ・家族滞在 ➢ 在留カードの両面コピー + 出入国記録の写し(原本) ※詳細は、「貸与奨学金案内」7 ページを参照してください
修士返還免除内定制度申請者	6	経済要件に関する書類 (新制度利用者又は非利用者のうち住民税非課税世帯の者のみ申請可)	◆ <b>新制度利用者の場合</b> ・給付奨学生:採用中の給付奨学金のスカラネット・パーソナル画面の写 ※【詳細画面欄】に表示される情報(名義人名、給付明細、支援区分適用履歴が記載された画面)を提出してください ・授業料減免のみ適用者:在学校の公印付きの減免証明書 (旧東工大生は新制度の「授業料減免のみ適用者」には該当しません) ◆ <b>新制度利用者ではない場合(住民税非課税世帯の方)</b> ・本人及び <b>生計維持者</b> (父母がいる場合、定職に就いているかにかかわらず 2 名)の最新の非課税証明書 ※非課税証明書が発行されない場合は、課税額 0 円と明記された課税証明書
	7	学業要件に関する書類	学業成績証明書(コピー可) ※上述 3 の成績証明書 1 部で問題ありません ※科学大(旧東工大)発行の成績証明書であっても提出が必要です
【参考】全員提出	-	マイナンバー関係書類 ※マイナンバーカードを作成してなくても申請可能です。提出書類は『マイナンバー提出書のセット』(封筒)を確認してください	◆『マイナンバー提出書のセット』(封筒)は、申請期間中、大岡山キャンパス(Taki Plaza 1F のロビー)・すずかけ台キャンパス(J1 棟 1F 事務室前)で配布します 遠方にお住まいで郵送を希望する方は、 <a href="#">Web ページ</a> をご確認ください ◆ <b>同封されている専用の提出用封筒を使い簡易書留で直接郵送してください</b> <b>マイナンバー関係書類の提出先は大学ではありませんのでご注意ください</b> ◆スカラネット入力後、1 週間以内に郵送してください ◆上述の大学提出書類をマイナンバー関係書類と一緒に郵送した場合、大学に提出すべき書類は改めて用意し、期限内に大学窓口へ提出する必要がありますのでご注意ください ※提出書類の返却はされません

※「貸与奨学金案内」25 ページに記載のある書類のうち、「8-1」、「8-2」、「8-3」、「8-4」は進学後、返還誓約書提出時に合わせて提出いただきます。「6」のスカラネット入力下書き用紙と「7」は、本学への提出は不要です。

## 11. 結果通知～採用まで ※マイナンバー代替書類提出者や提出書類に不備がある場合は、大幅に遅れます



※修士免除内定制度も申請している場合、**修士免除内定制度の結果のお知らせは6月下旬～7月下旬頃を見込んでいます。**

## 12. 特に優れた業績による返還免除について

大学院において第一種奨学金又は授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している各課程で特に優れた業績を挙げた人として日本学生支援機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。各大学に推薦枠が設定されるため、全員が推薦されるものではありません。

大学院の第一種奨学金又は授業料後払い制度に採用され、本制度に申請したい希望者は、貸与終了年度の募集時期に必ず申請する必要があります。 [本学における特に優れた業績による返還免除](#)

本制度には内定制度があります。課程により申請のタイミングが異なり、修士課程及び専門職学位課程は進学前の予約採用(本申請)と同時に申請し、博士後期課程は博士後期課程に進学し、かつ、第一種奨学金に採用された年度が申請するタイミングです。内定制度に申請し、内定者になった場合も、学業成績などにより、内定が取り消されることがあります。

また、貸与終了年度の募集時期には内定者も必ず申請を行う必要があります(申請しない場合も内定が取り消されます)。

なお、内定者が内定取消を受けた場合も貸与終了年度の募集には申請が可能です。

令和5年度以降新たに、**博士後期課程において第一種奨学生へ採用され、科学技術振興機構(JST)助成事業で実施されるプログラムに採用された場合、返還免除内定者であるか否かにかかわらず日本学生支援機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外となりますのでご注意ください。**

本学における科学技術振興機構(JST)助成事業

- ・[Tokyo Tech 総合知と癒しの次世代フロントランナー育成プログラム](#)
- ・[Tokyo Tech トップレベル AI 研究のための共創型エキスパート人材育成プログラム](#)

※令和6年10月1日に東京科学大学が設立されることを受け、プログラム名称を変更予定です。

※旧プログラム(高度人材育成博士フェローシップ、殻を破るぞ！越境型理工系博士人材育成プロジェクト)採用者も含まれます。

※過去に科学技術振興機構(JST)助成プログラム等の支援を受けた人が、支援を辞退した後で、令和5年度以降新たに第一種奨学生へ採用された場合など、科学技術振興機構(JST)助成プログラム等の支援と日本学生支援機構(JASSO)第一種奨学金の貸与期間が重なっていても「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外となります。

※他大学の博士課程において科学技術振興機構(JST)助成プログラム等の支援を受けた人も、令和5年度以降新たに第一種奨学生へ採用された場合は「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外となります。

### ◆教師になった者を対象とした返還免除制度

教職大学院を修了し、教職大学院修了の翌年度から正規教員となった方および**教職大学院以外の大学院(修士・専門職)に在籍し、特定の要件(※)に該当した上で大学院を修了し大学院修了の翌年度から正規教員となった方**を対象に日本学生支援機構の第一種奨学金が返還免除される制度が始まります(令和7年度以降、教師になる人から制度の対象)。(修士課程で貸与される第一種奨学金が対象です。学士課程で貸与した第一種奨学金は対象外です。)

(※) 本学においては、現時点(令和6年度)では制度の条件に当てはまる授業科目がないため、令和6年度修了者については制度の対象となる学生はいません。

令和7年度以降については、具体的な内容が決まり次第、随時本学 Web ページ内でお知らせしますので定期的にご確認ください。 [日本学生支援機構\(JASSO\)返還について](#)

制度の詳細は、文部科学省 Web ページに掲載されている資料をご参照ください。

[教師になった者に対する奨学金返還支援に関する関連通知等](#)

## 注意点

- 質問に対して、即時回答はできません。回答がないことをもって書類の提出ができない・スカラネットの入力ができない等の抗弁は認めません。質問がある場合は、申請要領を熟読の上、十分に余裕をもって問い合わせフォームから質問してください。特に、申請期限間際は窓口が混雑し、回答に時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 学内便での提出(郵便仕分室への持込、提出先の学内便ポストへの投函を含む)は認めません。
- 不備(不足)に対する照会等には、期限内に必ず対応してください。本件での不備照会は、基本的に Web フォームで登録されたメールアドレス及び大学メールアドレスに連絡します。照会等に気づかなかつた、見なかつた、忘れていた等は、すべて申請者本人の責任であるとし、申請無効又は選考外の原因となります。
- 提出書類は返却しませんので、必要に応じてコピーをお取りください。

## 例年よくある間違い

- ◆ スカラネット
  - 生命理工学院以外に進学予定なのに、ユーザ ID を末尾 02 で入力してしまっている(末尾 02 で入力するのは生命理工学院進学予定者のみ)
- ◆ 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書
  - ウェブ様式を印刷する際に、A4 両面印刷(長辺綴じ)されていない(ホチキス、のりでの貼り付け不可)
  - 誤った様式(学士課程向け・大学院在学採用向け)を使用している

## 修士免除内定制度

### 申請可能な経済要件について(概要)

- ◆ 修士免除内定の経済要件は、新制度利用者 又は 非利用者で住民税非課税世帯であることと JASSO が規定しております。現在新制度利用者ではなく、住民税非課税世帯にも該当しない場合は、経済要件に合致しません。  
※新制度の給付奨学金を利用せず、授業料等減免のみを利用している場合は、在学校の公印付きの減免証明書をもって、採用されていることの証明書とすることが可能です。ただし、支援区分がⅠ～Ⅲのいずれかに該当しない場合は、経済要件を満たしません。  
※大学独自の奨学金・授業料減免制度に適用されているだけでは、経済要件を満たしているものとみなしません。
- ◆ その他  
大学院課程には JASSO 給付奨学金はありません。  
大学院で授業料・入学料免除を受ける場合は、所定の期間内に申請する必要があります。  
(詳細は本学ウェブサイトの「[大学院生向け授業料等免除制度](#)」を確認してください)

### 申請可能な経済要件について(JASSO 給付奨学金に既に採用されている方もご注意を)

- 新制度を利用している場合は、今年度後学期の支援区分がⅠ～Ⅲである場合には経済要件を満たしているものとして取扱います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、満たしていないものとします(修士免除内定制度の申請資格はありません)
- ◆ 収入要件又は資産要件を満たさず、支援対象外(支援区分外)となっている場合
  - ◆ 在籍報告等の手続をしておらず、申請日現在で支援区分の見直しが完了していない場合
    - 支援区分の見直しが完了している場合には、スカラネットパーソナルで確認が可能です。ご自身で確認してください。
    - 通常、支援区分の見直しは9月に完了します。ただし、在籍報告、家計急変現況届等を適切に行っていない場合は、見直し時期も後ろ倒しになり申請できない場合があります。

## 申請の無効事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請無効又は選考外とします。

- ◆ 修士予約採用で第一種奨学金又は併用の採用候補者として決定しなかった場合
- ◆ 不備(不足)の指摘に対し、期限までに解消できなかった場合

## 内定の取消事由

次のいずれかに該当する場合は、内定(候補)者としての身分を取消します。

- ◆ JASSO の認める場合を除き、標準修業年限内で学位を取得できなくなった又はできない見込みとなった場合
- ◆ 修士二年次進級時に行われる学業に係る適格認定で、内定者として相応しい状態ではない場合
- ◆ 貸与終了年度に、免除申請を行わなかった場合
- ◆ 次年度 4 月に本学に進学しなかった場合
- ◆ 進学届を提出しない等により、採用候補者としての身分を失う場合
- ◆ 進学届上で第一種奨学金を辞退した場合
- ◆ その他 JASSO の規定する条件により内定取消に該当する場合

## 非課税証明書

- ◆ 生計維持者は、父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。

この場合は、本人及び父母両名分の非課税証明書が必要です。生計維持者の考え方は JASSO の「[生計維持者について](#)」を確認してください。特に誤りやすい場合として、父母のどちらかが無職である場合に生計維持者を1名と間違えてカウントすることがあります。専業主婦(夫)であっても生計維持者としてカウントします。

- ◆ 非課税証明書は、申請年度(例えば令和6年度中の申請の場合、令和6年度(令和5年分))のものでなければいけません。